

## 第711回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成29年 10月 13日（金） 12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1) 秋期「取締強化期間」および「知的財産侵害物品に係る取締強化期間」  
における協力依頼について  
業務部 高橋管理課長
  - (2) 検査指定票の取扱いについて  
業務部 迎田統括審査官(通関総括第1部門)
  - (3) NACCSの関税割当に係る数量管理手続の利用に係る留意事項について  
業務部 迎田統括審査官(通関総括第1部門)
  - (4) 船会社から一律かつ定額に請求されるコンテナの管理等に関する費用  
(チャージ)の取扱いについて  
業務部 五島首席関税評価官
  - (5) 平成 29 年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の  
差止状況について  
業務部 堀田上席調査官(知的財産調査官)

その他・連絡事項等

次回開催予定日 平成29年11月7日(火) 12:00～  
開 催 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室  
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください  
公益財団法人日本関税協会横浜支部  
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758  
E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

関係各位

検査指定票の取扱いについて

平素より税関業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 8 日から稼働される次期 N A C C S においては、税関が予備申告の段階で検査指定を行った場合、予備申告の時点で申告者（通関業者等）に検査指定票（運搬・倉主等用）が配信され、倉主へは本申告の時点で検査指定票（倉主等用）が配信されます。

このため、予備申告から本申告までの間に貨物情報（貨物管理番号、記号等）に変更があった場合には、配信済みの申告者（通関業者等）の検査指定票（運搬・倉主等用）と貨物情報の内容が異なるため、検査貨物の搬出の際には検査指定票の変更が生じた箇所を訂正しておく必要がありますので、事前に変更箇所を手書きで訂正のうえ検査指定を行った税関官署（輸出入申告官署の自由化を利用することにより、申告官署と蔵置官署とが異なる場合には、これらの官署のどちらでも訂正が可能です。）に訂正印の押印を申し出ていただきますよう宜しくお願いいたします。

【問合せ先】

横浜税関

監視部

・検査総括部門

電話：045-625-5014

業務部

・通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

## 関係各位

## NACCSの関税割当に係る数量管理手続の利用に係る留意事項について

第6次NACCSから導入される関税割当に係る数量管理手続をご利用の際は、以下の点にご注意ください。

## 1. 関税割当に係る数量管理手続の対象について

関税割当に係る数量管理手続は、数量管理の単位が小数点以下第2位までのものが対象となります。このため、小数点以下第3位までの数量管理が必要な貨物は、従来通り、関税割当証明書原本による裏落数量管理を行ってください。

## 2. 関税割当に係る数量管理手続と輸入申告の関係について

## (1) 輸入者コードについて

関税割当に係る数量管理手続と輸入申告に利用する輸入者コードは17桁全てが一致していなければ、利用することができません。

本システム情報登録時 9874561234567-0000 (本社)		輸入申告時 9874561234567-0001 (支社等)
---------------------------------------	---	-----------------------------------

## (2) 裏落数量について

輸入申告数量と関税割当に係る数量管理手続における裏落数量は、別々に管理されています。このため、輸入申告は正しい数量であっても、関税割当に係る数量管理手続において裏落数量を誤って登録した場合、裏落数量を訂正（※1、2）しない限り、当該誤った数量で裏落登録されます。

輸入申告数量 ≠ 裏落仮登録数量 → 輸入申告 ⇒ 裏落登録

(※1) 裏落数量の訂正で数量を0にすることはできません。なお、裏落数量の訂正は、税関によるシステム管理終了の登録が行われるまで可能です。輸入申告後に訂正する場合は予め税関にご連絡ください。

(※2) 裏落仮登録の取消しは、税関による裏落内容の確認登録（輸入申告の審査終了）が行われるまで可能です。輸入申告後に取消しする場合は予め税関にご連絡ください。

## (3) 輸入申告で使用するコードについて

関税割当に係る数量管理手続を利用する場合、輸入申告の際に「輸入承認証等識別」欄に「KANS」を入力しますが、誤って関税割当証明書原本を提出する際に使用する「KANW」を入力しても輸入申告は可能となっています。

この場合、税関が審査終了をしても裏落内容は登録されないため、適正な裏落数量管理のため、関税割当に係る数量管理手続を終了する必要があります。(※3)

(※3) 税関による輸入申告の審査終了がされた場合は当該輸入申告に対する裏落登録が不可能となるため、一度システム管理終了の申出を行い、その終了登録を受けて、関税割当証明書原本での裏落としを受けてください。なお、そのあと改めて登録（及び税関確認）により、再度、システムによる数量管理が可能となります。

○：「KANS」（関税割当に係る数量管理手続のコード）

×：「KANW」（関税割当証明書原本のコード）

### 3. 裏落内容の税関確認が終了した後の裏落登録の取消し

関税割当を使用しない輸入申告に誤って関税割当に係る数量管理手続を利用した場合であって、税関の審査終了が行われ、裏落内容の税関確認が終了したものについては、裏落登録の取消しはできません(※1、2)。この場合、適正な裏落数量管理のため、関税割当に係る数量管理手続を終了する必要があります。(※3)

### 4. 関税割当に係る数量管理手続の終了について

#### (1) 裏落内容の税関確認とシステム管理終了

関税割当証明書原紙を発給官庁へ返却する場合又は名義変更、有効期間の延長申請等のために発給官庁へ提出する場合には、システム管理を終了する必要があります。

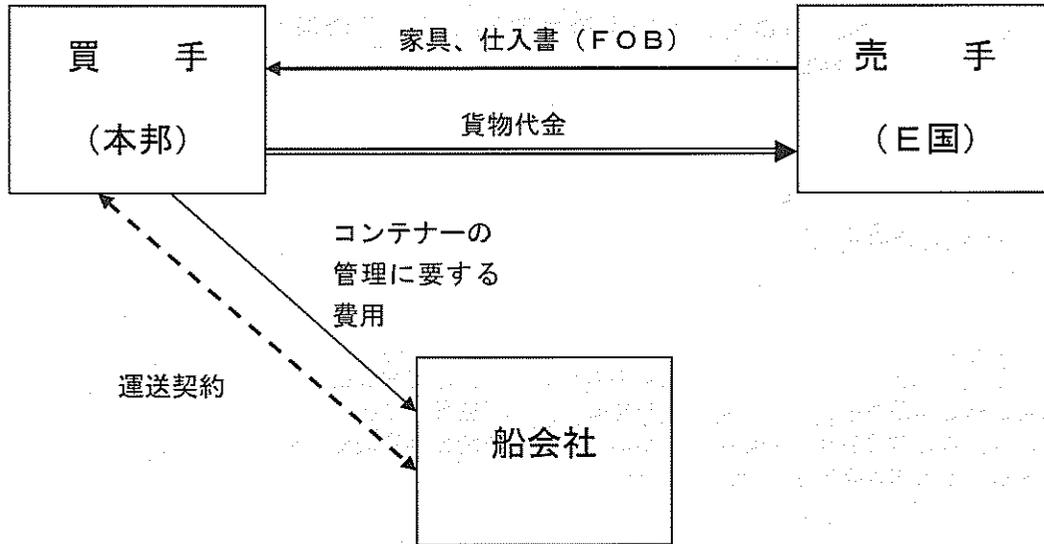
関税割当に係る数量管理手続では、輸入申告の「税関の審査終了」により裏落内容の税関確認が登録され、輸入許可の後、輸入許可日が登録されます。他法令未確認、納税未済等により輸入許可されていない場合には「輸入許可日」が登録されませんが、システム上、輸入許可日が登録されていない状況でも関税割当に係る数量管理手続を終了可能となっていますので、輸入許可が終了していない状態ではシステム管理終了の申出をしないようご注意ください。

#### (2) 関税割当に係る数量管理手続の終了した後の訂正

関税割当に係る数量管理手続の終了後は、システム上裏落内容を訂正することはできません。輸入許可日等必要な事項をしっかりと確認の上、終了するようご注意ください。

処理要領につきましては、NACCSセンター掲示板（第6次版）の「第6次電算関係税関業務事務処理要領」（共通編共通手続第2章第17節）に掲載されておりますのでご確認ください。

### 25. 買手が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で家具を購入（輸入）します。

当社は船会社と運送契約を締結しており、この契約に基づき輸入貨物の運賃とは別にコンテナの管理に要する費用を船会社に支払っています。この管理に要する費用は、輸入貨物の運送に使用したコンテナの運送全般に係る管理業務の一環として、このコンテナに原因不明の損傷が発生した際に迅速に対応するための費用とされています。なお、実際に損傷があるか否かにかかわらず一律かつ定額に船会社から請求されるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

（注）上記のコンテナの管理に要する費用は、例えばコンテナ・マネージメント・フィー（CMF）と呼ばれることがあります。

#### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終

的に支払われる費用をいいます。

上記取引におけるコンテナの管理に要する費用は、貴社と船会社との間の運送契約に基づき、輸入貨物を本邦に運送するための費用の一部として、運送人に対し支払われる費用であることから、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部に該当します。

なお、この支払いについては運送全体の管理に係るものであるということですが、仮に輸入港到着後の費用も含まれている場合であって、この額を明らかにすることができる時には、その額を控除することが可能です。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

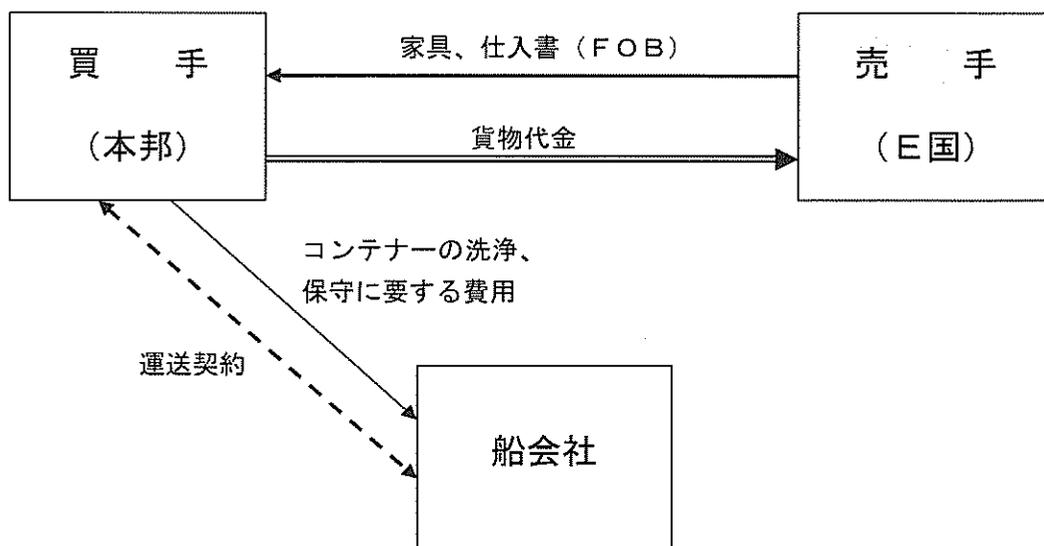
関税定率法基本通達4-8(3)イ、(7)

#### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)

## 26. コンテナ返却後に船会社が行う日本における洗浄、保守に要する費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で家具を購入（輸入）します。

当社は家具を輸入するに際し、船会社と運送契約を締結しており、この契約に基づき輸入貨物の運賃とは別にコンテナの洗浄、保守に要する費用を船会社に支払っています。この費用は、コンテナを船会社に返却した後に生じる、本邦内で行われる洗浄や保守点検作業の対価であり、一律かつ定額に費用として請求されるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払うコンテナの洗浄、保守に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

（注）上記のコンテナの洗浄、保守に要する費用は、例えばコンテナ・マネージメント・フィー（CMF）と呼ばれることがあります。

### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払うコンテナの洗浄、保守に要する費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当せず、現実支払価格に加算する必要はありません。

#### （理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引における船会社に支払うコンテナの洗浄、保守に要する費用は、貴社と船会社との間の運送契約に基づき支払われておりますが、コンテナを船会社に返却した後の洗浄や保守点検作業に係る費用であることから、輸入港到着後の費用と認められるため、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当しません。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(7)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)

## 知的財産侵害物品差止件数が過去最多！

～平成29年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成29年上半期（1月～6月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

### 全体：輸入差止件数が過去最多を更新

- ・ 輸入差止件数は2,968件で、上半期の輸入差止件数としては過去最多を更新しました。

### 仕出国（地域）別：中国からの知的財産侵害物品の輸入差止件数及び点数が全体の約9割

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の89.2%（2,646件）を占めました。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、韓国が大幅に減少し、中国が全体の88.2%（25,166点）を占めました。

### 知的財産別：イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数、輸入差止点数ともに最多ですが、イヤホンなどの意匠権侵害物品の輸入差止点数が6,519点（前年同期は0点）となり、大幅に増加しました。

### 品目別：靴下などの衣類及びインクカートリッジなどのコンピュータ製品の輸入差止点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

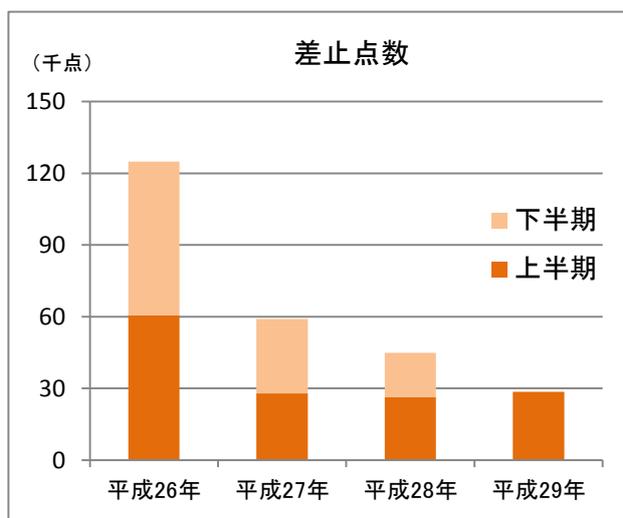
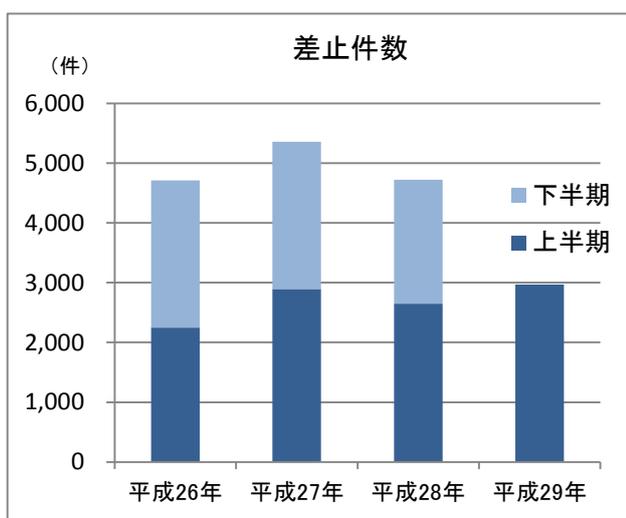
- ・ 品目別にみると、靴下などの衣類の輸入差止点数が前年同期と比べて約12.9倍（4,289点）、インクカートリッジなどのコンピュータ製品が約12.3倍（2,304点）となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

平成29年上半年（1月～6月）の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- ◆ 輸入差止件数は2,968件（前年同期比12.0%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多で、かつ4年連続で2,000件以上となっています。
- ◆ 輸入差止点数は28,518点（前年同期比8.3%増）となっています。
- ◆ 1日平均で16件、157点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。  
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。  
 （例）1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

**知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移**



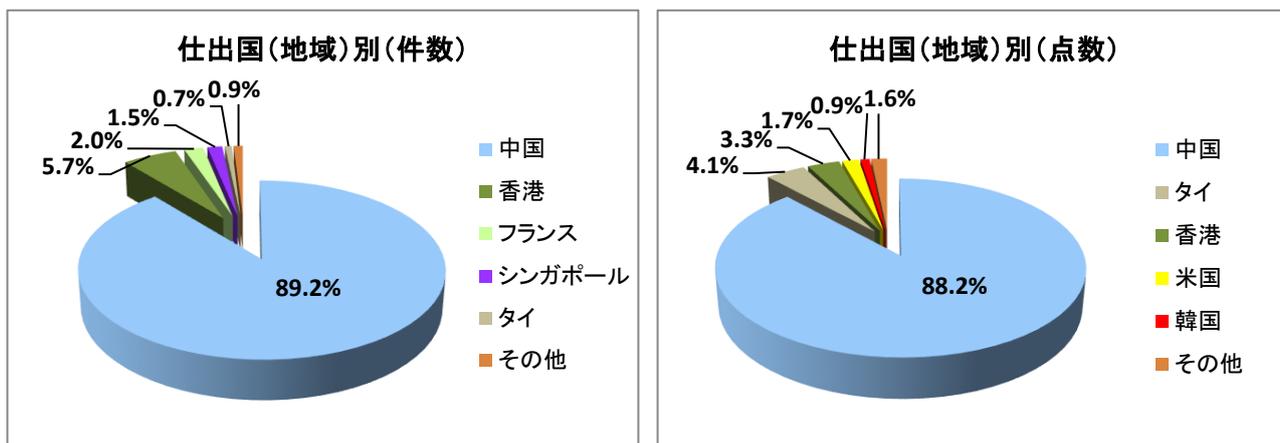
<参考：全国実績との比較>

		平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	4,710	5,360	4,720	2,651	2,968	112.0%
	点数	124,916	59,024	44,897	26,338	28,518	108.3%
全国 実績	件数	32,060	29,274	26,034	13,853	15,393	111.1%
	点数	895,792	689,621	622,665	292,902	278,964	95.2%

## 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2,646件（構成比89.2%）、次いで香港が168件（同5.7%）、フランスが59件（同2.0%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが25,166点（構成比88.2%）、次いでタイが1,180点（同4.1%）、香港が949点（同3.3%）となっており、前年同期第3位の韓国は第5位となっています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

### 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

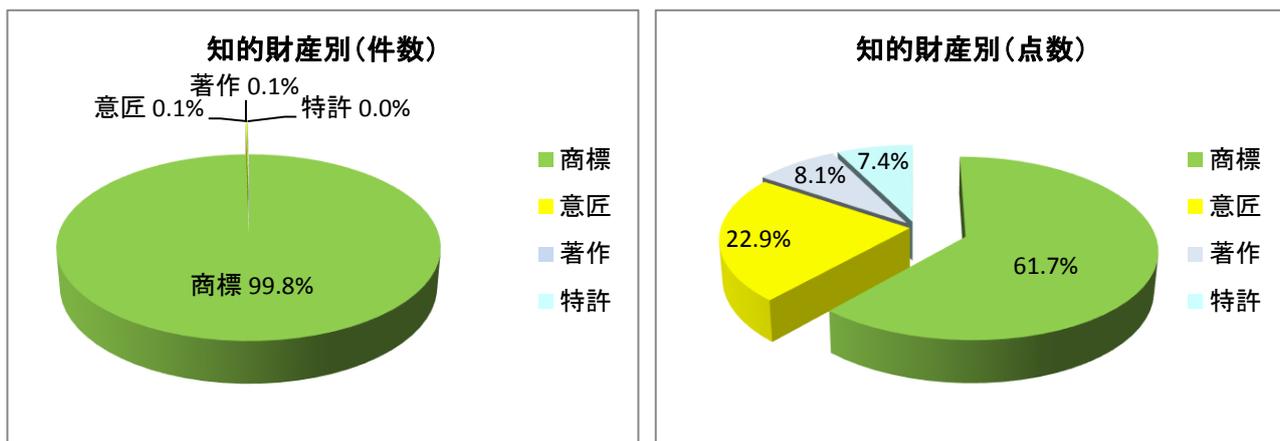


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が2,963件（構成比99.8%）、次いで意匠権侵害物品が4件（同0.1%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が17,583点（構成比61.7%）で大半を占める傾向は変わらないものの、イヤホンなどの意匠権侵害物品が6,519点（同22.9%）となり、大幅に増加しています。

### 知的財産別輸入差止実績構成比



(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

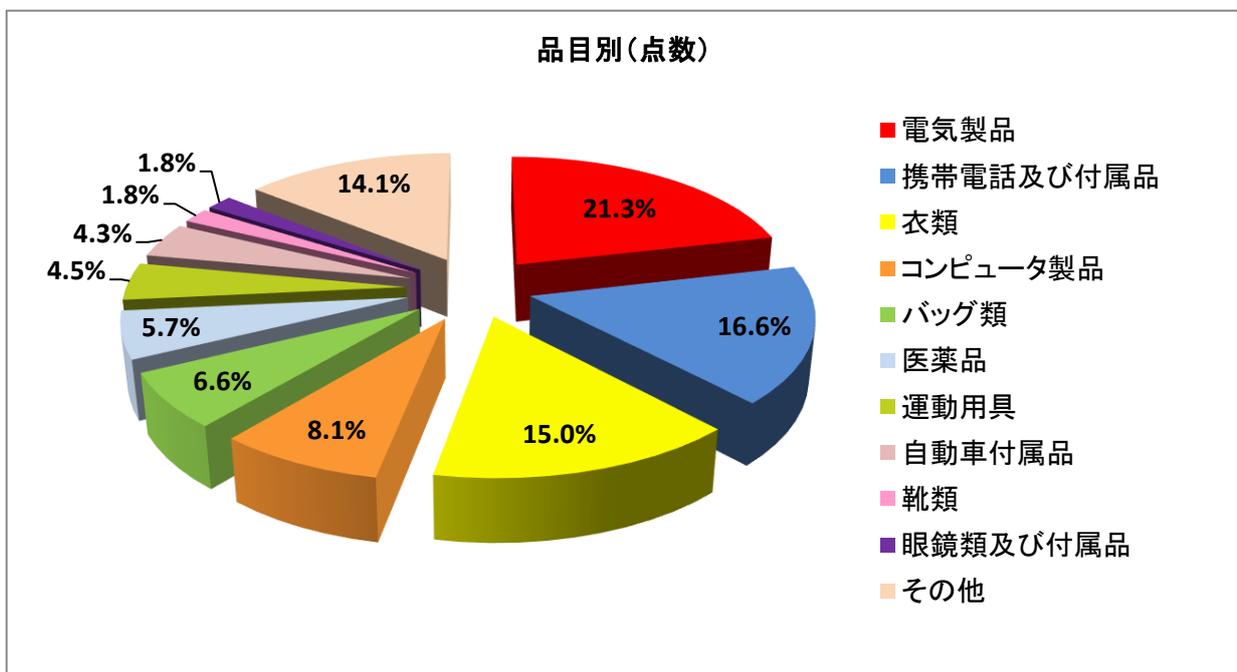
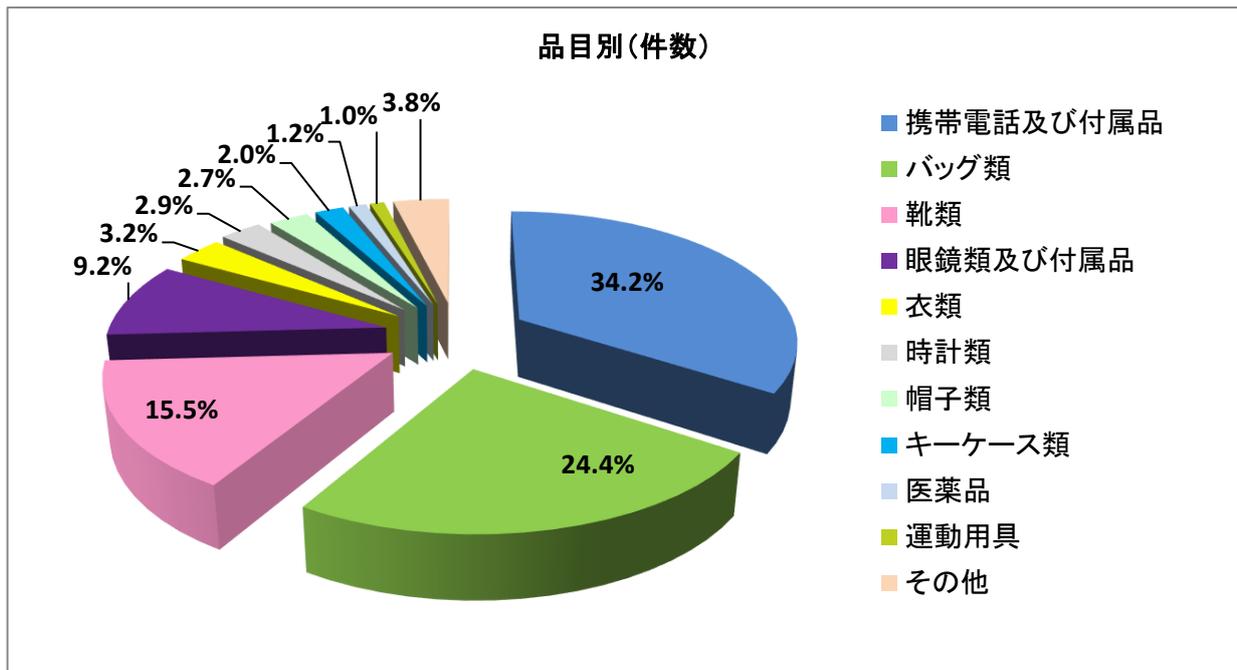
### 3. 品目別輸入差止実績

◆ 輸入差止件数は、携帯電話及び付属品が1,061件（構成比34.2%）と最も多く、次いでバッグ類が755件（同24.4%）、靴類が480件（同15.5%）となっています。

◆ 輸入差止点数は、電気製品が6,084点（構成比21.3%）、次いで携帯電話及び付属品が4,746点（同16.6%）、衣類が4,289点（同15.0%）となっています。

前年同期と比べて、衣類（前年同期比約12.9倍）の輸入差止点数が大幅に増加したほか、コンピュータ製品（2,304点、同約12.3倍）や運動用具（1,294点、同約6.5倍）などの輸入差止点数が大幅に増加しています。

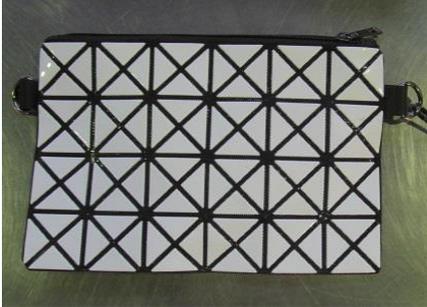
品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

# 横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

## 輸入差止めが多い物品

スマートフォンケース (商標権)	バッグ (商標権)	ブーツ (商標権)
		

## 輸入差止めが増加した物品

靴下 (著作権)	インクカートリッジ (特許権)	イヤホン (意匠権)
		

## 健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	ライター (商標権)	運動用具 (意匠権)
		

平成29年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	3,926	4,668	4,179	2,324	2,646	113.9%	89.2%
香港	605	481	254	111	168	151.4%	5.7%
フランス	0	0	14	0	59	全増	2.0%
シンガポール	64	28	161	147	46	31.3%	1.5%
タイ	20	33	23	16	21	131.3%	0.7%
その他	95	150	89	53	28	52.8%	0.9%
合計	4,710	5,360	4,720	2,651	2,968	112.0%	100.0%

(注) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(2)点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	65,783	45,786	36,292	20,978	25,166	120.0%	88.2%
タイ	701	304	772	725	1,180	162.8%	4.1%
香港	4,317	6,785	2,997	1,493	949	63.6%	3.3%
米国	50,497	156	259	68	489	719.1%	1.7%
韓国	2,011	4,593	1,997	1,338	268	20.0%	0.9%
その他	1,607	1,400	2,580	1,736	466	26.8%	1.6%
合計	124,916	59,024	44,897	26,338	28,518	108.3%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	0	0	2	1	1	100.0%	0.0%
	0	0	110	100	2,100	2100.0%	7.4%
意匠権	12	1	1	0	4	全増	0.1%
	647	47	17	0	6,519	全増	22.9%
商標権	4,611	5,358	4,710	2,650	2,963	111.8%	99.8%
	123,484	58,976	44,659	26,238	17,583	67.0%	61.7%
著作権	318	17	11	2	2	100.0%	0.1%
	687	0	111	0	2,316	全増	8.1%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	79	1	0	0	0	—	—
	98	1	0	0	0	—	—
合計	4,710	5,360	4,720	2,651	2,968	112.0%	100.0%
	124,916	59,024	44,897	26,338	28,518	108.3%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・他人の商品の形態を模倣するもの
- ・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

### 3. 品目別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
携帯電話及び付属品	681	693	2,005	1,117	1,061	95.0%	34.2%
バッグ類	2,035	2,514	1,201	572	755	132.0%	24.4%
靴類	712	1,032	782	625	480	76.8%	15.5%
眼鏡類及び付属品	354	246	124	92	284	308.7%	9.2%
衣類	265	225	113	45	99	220.0%	3.2%
時計類	110	231	100	34	89	261.8%	2.9%
帽子類	69	100	52	20	84	420.0%	2.7%
キーケース類	91	132	56	21	61	290.5%	2.0%
医薬品	10	87	102	38	37	97.4%	1.2%
運動用具	7	0	21	1	30	3000.0%	1.0%
その他	753	543	429	240	118	49.2%	3.8%
合計	4,710	5,360	4,720	2,651	2,968	112.0%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
電気製品	175	15,915	3,249	1,704	6,084	357.0%	21.3%
携帯電話及び付属品	10,381	6,228	6,154	3,168	4,746	149.8%	16.6%
衣類	4,532	2,732	1,055	333	4,289	1288.0%	15.0%
コンピュータ製品	2,928	696	947	188	2,304	1225.5%	8.1%
バッグ類	5,116	8,640	5,577	1,768	1,891	107.0%	6.6%
医薬品	403	2,780	2,849	1,554	1,631	105.0%	5.7%
運動用具	7	0	775	200	1,294	647.0%	4.5%
自動車付属品	19	162	1,431	645	1,213	188.1%	4.3%
靴類	1,028	1,150	912	715	518	72.4%	1.8%
眼鏡類及び付属品	1,397	901	482	328	515	157.0%	1.8%
その他	98,930	19,820	21,466	15,735	4,033	25.6%	14.1%
合計	124,916	59,024	44,897	26,338	28,518	108.3%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

#### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 上半期	平成29年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	13	13	23	14	10	71.4%	0.3%
	52,785	14,983	8,571	3,168	13,889	438.4%	48.7%
郵便物	4,697	5,347	4,697	2,637	2,958	112.2%	99.7%
	72,131	44,041	36,326	23,170	14,629	63.1%	51.3%
合計	4,710	5,360	4,720	2,651	2,968	112.0%	100.0%
	124,916	59,024	44,897	26,338	28,518	108.3%	100.0%

#### 5. 輸出差止実績

平成29年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

#### 《 資料に関する問い合わせ先 》

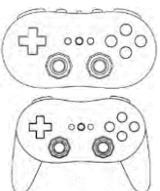
横浜税関 業務部 知的財産調査官  
 〒 231-8401 横浜市中区新港1-6-2(横浜第1港湾合同庁舎1階)  
 TEL 045-212-6116(直通)  
 横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

## 税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H29年7月～H29年9月受理分)

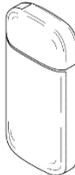
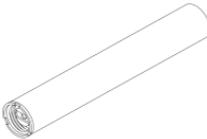
【7月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	手動式腹筋強化用運動具	「WONDER CORE」に係る商標	WONDER CORE (標準文字)	株式会社 オークローンマーケティング
商標	家庭用ゲーム機用記憶媒体 (amiiboカード)	「amiibo」に係る商標		任天堂株式会社
意匠	マグボトル	「飲料容器」に係る意匠		株式会社ドウシシャ
意匠	包装用容器	「包装用容器」に係る意匠		シーピー化成株式会社
特許	折り畳み椅子	「折り畳み椅子」に関する特許		株式会社イケックス工業
意匠	トナーカートリッジ (並行輸入品)	「トナー容器」に係る意匠	 (赤枠部分が権利部分)	株式会社リコー
意匠	装飾用照明具	「装飾用照明具」に係る意匠		コロナ産業株式会社
意匠	電子ゲーム機用操作器 (クラシックコントローラ、 クラシックコントローラPRO)	「電子ゲーム機用操作器」に 係る意匠		任天堂株式会社

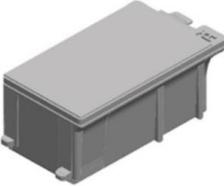
【8月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	充電式携帯型水素水生成器	「Gym Silky」に係る商標		株式会社ゴード水処理技研

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	充電器	充電器に係る意匠		フィリップ・モーリス・プロダクツ ・ソシエテ・アノニム
商標	携帯電話機用ケース	「コントローラーの図形」 に係る商標		任天堂株式会社
著作	DVD	映画の著作物「TV アニメ 『進撃の巨人』(第1話ないし 第25話)」に係る著作	映画の著作物「TV アニメ 『進撃の巨人』(第1話ないし 第25話)」に係る著作物	株式会社講談社
商標	ステッカー (権利、品名、侵害理由追加)	「STARBUCKS」に係る商標		スターバックス ・コーポレーション
商標	メロノーム	「NIKKO」に係る商標		日工精機株式会社
商標	帽子	「OBEY」に係る商標	OBEY (標準文字)	ポールド ストラテジーズ インク
意匠	電子タバコ用カートリッジ	「たばこ吸引具カートリッジ」 に係る意匠		日本たばこ産業株式会社
商標	トナーカートリッジ	「brother」に係る商標		ブラザー工業株式会社

【9月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	サンダル靴	「FIT FLOP」に係る商標		フィットフロップ リミテッド
商標	帽子、洋服類、ティーシャツ (権利、品名、侵害理由追加)	「BALENCIAGA」に係る商標		バレンシアガ
商標	バッグ、リュックサック	「Ne-net」に係る商標		株式会社エイ・ネット

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
意匠	インクカートリッジ	「インクカートリッジ」に係る意匠		セイコーエプソン株式会社



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています  
 税関HP掲載アドレス: [www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/](http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/)

**FAKE ZERO PROJECT**  
 China Customs Japan Customs Korea Customs